

## 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

### 1 前回までの検討状況について

審議会	年度	条例追加対象	延べ事務数
第5回	H18	対象：「条例・規則により住民票添付が義務付けられている事務」に限定	4事務
第6回	H19	対象：「県が本人確認情報を必要とする事務（利用件数が年間10件以上）」とする	16事務
第7回	H20	対象：「県が本人確認情報を必要とする事務（利用件数の限定なし）」とする	40事務
第8回	H21	（条例に追加した事務なし）	同上
第9回	H22	対象：「死亡確認のため利用される戸籍謄本等の代替利用」へ拡大する	45事務
第10回	H24	3事務を対象事務に追加	48事務
第11回	H25	8事務を対象事務に追加	56事務
第12回	H26	1対象事務の内容を拡大	同上
第13回	H28	1事務を対象事務に追加（市町の執行機関への提供）	49事務※

※平成28年3月15日 県の利用事務を削除（8事務）

### 2 今回の検討状況

#### （1）本人確認情報を利用できる事務の調査・検討

これまでの審議会での検討状況を踏まえ、庁内すべての課に対し、本人確認情報を利用できる事務の有無を調査し、対象事務として条例に追加可能か検討を実施

#### 対象事務の抽出要件

- ①住民票の写しの添付を求めている事務【⇒県民の利便性向上】
- ②市町に対して住民票の写し等の公用請求をしている事務【⇒行政事務の効率化】
- ③戸籍謄本の添付を求めている事務（本人確認情報及び異動情報（死亡等）の確認で足りるもの）【⇒県民の利便性向上】

#### （2）抽出された検討対象事務の概要

事務の名称	事務の内容	事務執行課所
不妊治療に要する費用の助成に関する事務	助成の申請をした者の氏名、生年月日又は住所の確認に係る事務	こども政策課

### (3) 当該事務における本人確認情報利用の必要性

- 不妊治療に要する費用の助成については、申請時の本人確認・法律上の婚姻をしていることの確認書類として、住民票の写し（続柄記載あり）を求めてきたところ。
- 当該事務は、平成28年6月に国の個人情報保護委員会から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づく情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加することが示された。
- これを受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年条例第1号)を改正し、当該事務を個人番号の独自利用事務に追加。  
平成29年7月に予定される個人番号独自利用による情報連携の開始後は、番号法に基づく情報連携により、「続柄」等の確認が可能となる見込みである。
- このため、番号法に基づく情報連携と合わせて住基ネットを活用することにより、住民票の写し（続柄記載あり）の添付の省略することが新たに可能となる。
- 年間1,800件程度の申請が見込まれる事務であり、住民票の添付省略により県民の利便性向上が期待されることから、住基ネットを活用するもの。

【抽出要件①に該当】

### (4) 負担軽減効果及びセキュリティについての検討

- 本人確認情報の利用により負担軽減効果・コスト削減が図られること  
業務端末は、こども政策課及び各健康福祉センターへ単独設置  
※ 業務端末を単独設置する場合の利用件数の目安
  - ・住民票添付に替える場合（今回の事務）：年間100件以上の利用  
→ 今回の事務については、年間1,800件程度の利用が見込まれること、出先機関での利用があることから、単独設置
  - ・住民票の交付請求に替える場合：年間200件以上の利用
- 住基ネット運用にあたってのセキュリティが確保できること  
利用所属については、住基ネット利用に先立ち、違反事例への罰則に関する関係諸規定の周知及びセキュリティ対策の確認を徹底する。

## 3 対応方向

上記のとおり検討した結果、県民の利便性向上が期待されること及び負担軽減・セキュリティ確保が可能であることから、上記事務を本人確認情報独自利用対象事務として追加したい。

## 4 今後の予定

平成29年3月 条例の改正（施行期日：規則で定める日。平成29年7月頃予定。）  
→平成29年7月以降、住基ネットの利用開始